

## 至誠館大学広報委員会規程

### (設置)

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「大学」という。）学則第7条に基づき、職員及び学生並びに社会に対する広報に関する基本方針及び広報戦略を企画立案するために至誠館大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (業務)

第2条 委員会は、次の事項について基本方針及びそれに基づく広報戦略の企画立案を行う。

- (1) 大学の教育研究及び運営等の広報に関する事項
- (2) 大学の統一イメージの形成に関する事項
- (3) 広報誌等の出版物に関する事項
- (4) ホームページ等の管理及び運営に関する事項
- (5) 報道機関等への情報提供に関する事項
- (6) 学生募集広報及びオープンキャンパス等に関する事項
- (7) その他大学の広報に関する事項

2 前項に掲げる各号の事項については、その基本方針及びそれに基づく広報戦略の企画立案は広報課と共同で行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育職員の中から学部長が指名する者
- (2) 教務委員会に所属する者若干名
- (3) 学生委員会に所属する者若干名
- (4) 情報教育センター管理運営委員会に所属する者若干名
- (5) 総務課長
- (6) 学務課長

### (任期)

第4条 前条第1号、2号、3号及び4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員長は学部長が指名する。副委員長は委員長がキャンパスごとに1名指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数にときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は広報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	10月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)
	令和4年	10月	1日	(第4回改正)
	令和6年	4月	1日	(第5回改正)